

一般社団法人 埼玉県医師会
会長 金井 忠男 様

埼玉県保健医療部国保医療課長（公印省略）

第三者行為が疑われる受診があった場合の保険者への情報提供について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全な運営に資するため、医療費の適正な給付が求められており、交通事故などの第三者行為に係る情報把握も重要な取組の一つとなっております。

特に患者の疾病等が第三者によって生じたと認められる場合に、保険医療機関等において診療報酬明細書の特記事項に第三者行為である旨記載していただくことは、保険者が第三者行為を発見する手段として大変重要な役割を果たしています。国も別添の令和3年8月6日付け事務連絡において、特記事項の記載の必要性を強調しているところです。

つきましては、第三者行為に係る以下の二点について、貴会の御協力を賜りたく、よろしくお願いいたします。

〈御協力いただきたい事項〉

● 診療報酬明細書等の「特記事項」欄への「10.第三」の記載について

別添1「医療機関の皆様へ」について、貴会員の皆様へ送付していただくようお願いいたします。

● 第三者行為が疑われる受診があった被保険者への傷病届提出の勧奨について

別添2「国民健康保険・後期高齢者医療 被保険者の皆さまへ」について、会員の皆様へ、院内掲示に御協力いただけるよう周知をお願いいたします。

※第三者行為とは交通事故、傷害事件、他人の飼い犬に噛まれたなど第三者（加害者）による行為を指します。

【担当】〈国民健康保険〉

国保企画担当 石川

Tel：048-830-3357

Mail：a3350-03@pref.saitama.lg.jp

〈後期高齢者医療制度〉

福祉医療・後期高齢者医療担当 伊佐山・新屋敷

Tel：048-830-3358

Mail：a3350-04@pref.saitama.lg.jp



事 務 連 絡
令 和 3 年 8 月 6 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

患者の疾病又は負傷が第三者行為によって生じたと認められる場合における
診療報酬明細書等の記載等について

健康保険等における保険給付の対象となる疾病、負傷又は死亡（以下「疾病等」という。）の保険事故については、その発生が、第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）によって生じたものである場合があるが、保険者は、第三者行為による疾病等について保険給付を行ったときは、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 57 条、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 45 条、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 64 条第 1 項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 58 条の規定により、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することとされている。また、被保険者等は、第三者行為によって生じた傷病等について健康保険等の保険給付を受けた際には、保険者に対し、第三者行為による被害の届出を提出しなければならないこととされている。

上記に関し、保険医療機関等においては、「診療報酬請求明細書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）（別添）等により、患者の疾病等が、第三者行為によって生じたと認められる場合には、診療報酬明細書等の特記事項欄に「10. 第三」を記載することとされている。本記載は、各保険者において第三者行為が疑われる事案を把握する契機として非常に重要であることから、保険医療機関等においては、日々の診療活動の際、患者の疾病等が第三者行為によって生じたと認められる場合には、特記事項の記載漏れが生じないようにしていただく必要がある。

今般、医療保険事業の健全な運営を確保するため、各保険者において代位取得した損害賠償請求権を行使し、保険給付の適正な執行に取り組むことにつき、一層の取組強化を図るにあたり、上記内容について、貴管下の保険医療機関等に対し周知を図られたい。

令和 8 年 5 月

埼玉県保健医療部国保医療課
埼玉縣市町村国民健康保険
埼玉県後期高齢者医療広域連合
埼玉県国民健康保険団体連合会

医療機関の皆様へ

第三者行為該当レセプトの「特記事項」欄記入のお願い

患者の疾患又は負傷が、第三者の不法行為（交通事故、傷害等）によって生じたと認められる場合は、レセプトの特記事項欄に「10 第三」と記入するよう厚生労働省の明細書記載要領に定められているところです。

第三者の不法行為（交通事故、傷害等）によって生じた医療費は、市町村（保険者）等が支払った後、第三者に過失割合に応じて請求しています。

医療費の適正な給付のため、第三者行為に係る情報把握は重要な取組の一つとなっております。レセプトの特記事項の記入は第三者の不法行為（交通事故、傷害等）を発見する手段として、大変重要な役割を果たしています。

つきましては、交通事故等による治療に際し、国民健康保険及び後期高齢者医療を使用した場合は、レセプト提出前にご確認のうえ、別添を参考に、特記事項欄へ記入いただきますよう医療機関内での情報共有をお願いいたします。

【医科レセプト見本】

診療報酬明細書
(医科入院外)

令和〇〇年 1 月分 県番 11 00.0000.0

都道府県 医療機関コード
県番号

1	1	社・国	3	後期	1	単独	2	本外	8	高外
医科	2	公費	4	退職	2	2併	4	六外	0	高外
	3	3併			3	3併	6	家外	0	高外
被保険者証・被保険者 手帳等の記号・番号							10 9 8 7 ()			

-						-					
公費負担者番号①						公費負担医療の受給者番号①					
公費負担者番号②						公費負担医療の受給者番号②					

氏名	健康太郎	特記事項
1男 2女 1明 2大(3昭) 4平 5令 50. 1. 1生		10 第三
職務上の理由	1 職務上 2 下船後3ヶ月以内 3 通勤災害	

保険医療機関の所在地及び名称	〇〇〇〇病院
診療開始日	() 床)

傷病名	(1) 事故以外の病名 (2) 事故病名 (3) 事故病名 (4) 事故以外の病名	診療開始日	(1) 〇〇年11月11日 (2) 〇〇年12月12日 (3) 〇〇年12月12日 (4) 〇〇年 1月11日	診療中止	3 日
11	初診	時間外・休日・深夜	回	点	公費分点数
12	再診	×	回	216	
13	外来管理加算	×	回		
14	時間外	×	回		
15	休日	×	回		
16	深夜	×	回		
17	医学管理			87	
18	往診		回		
19	夜間		回		
20	深夜・緊急		回		
21	在宅患者訪問診療		回		
22	在宅薬剤				
23	内服薬調剤	×	回		
24	再診				
25	01 再診			72×3	
26	01 特定疾患療養管理料 (100床以上200床未満)			87×1	
27	01 (胸部)				
28	02 単純撮影(イ)の写真診断 2枚				
29	03 単純撮影(デジタル撮影) 2枚				
30	04 電子画像管理加算(単純撮影)				
31	05 電子媒体保存撮影 2回			287×1	
32	01 画像診断管理加算1 (基本的エックス線診断)			70×1	
33	01 処方せん料 (その他)			68×1	

国民健康保険・後期高齢者医療
被保険者の皆さまへ

交通事故などで**ケガの治療**を
受けた場合、必ず
お住まいの市(区)町村の
国保・後期の窓口へ届出
をしましょう！



❗ 法令により届出の義務があります。(国民健康保険法施行規則第32条の6等)

こんな時にも届出が必要です。



示談をする前に
必ず市(区)町村の
国民健康保険・
後期高齢者医療担当窓口
にご相談ください。

